

議案の審議結果

○…賛成
×…反対
欠…欠席
退…退席
除…除斥
一…議長

件名と主な内容		議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		波多野宏美	善養寺孝	蜂巣實	村上慎一	川田敏彦	小野関治義	高田清一	清水健一	松井保夫	小山久利	山口宗一	岸昭勝	早坂通	南千晴	
第73号	職員の給与に関する条例の一部改正…職員の給与改定、宿日直手当改定4200円が4400円に、給料表の平均改定率0.2%、勤勉手当支給率が平成31年度から6月期12月期が同じ1.30月数となる改正	可決 賛12・反0	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○
第74号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正…特別職職員の期末手当2.275月が2.325月に改定、平成31年度から期末手当支給月数が6月期12月期ともに2.225月数となる改正	可決 賛11・反1	○	○	○	○	×	欠	○	○	○	○	○	○	○	○
第75号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正…議会議員の期末手当2.275月が2.325月に改定、平成31年度から期末手当支給月数が6月期12月期ともに2.225月数となる改正	可決 賛10・反2	○	○	○	○	×	欠	×	○	○	○	○	○	○	○
第76号	一般会計補正予算…歳入歳出予算の総額に、それぞれ142万6千円を加え、総額をそれぞれ56億6312万1千円とする。	可決 賛10・反2	○	○	○	○	×	欠	○	○	○	○	○	○	×	○
第77号	国民健康保険特別会計補正予算…歳入歳出予算の総額に、それぞれ393万6千円を加え、総額をそれぞれ17億255万5千円とする。	可決 賛12・反0	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○
第78号	介護保険特別会計補正予算…歳入歳出予算の総額に、それぞれ479万6千円を加え、総額をそれぞれ12億5953万2千円とする。	可決 賛12・反0	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○
第79号	公共下水道事業特別会計補正予算…歳入歳出予算の総額から、それぞれ4288万1千円を減じ、総額をそれぞれ4億1657万4千円とする。	可決 賛12・反0	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○
第80号	農業集落排水事業特別会計補正予算…歳入歳出予算の総額から、それぞれ116万7千円を減じ、総額をそれぞれ1億5757万9千円とする。	可決 賛12・反0	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○
第81号	上水道事業会計補正予算…水道事業費用の支出予定額の総額に4万3千円を加え、総額を2億9020万5千円とする。	可決 賛12・反0	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○
第82号	学校給食事業特別会計補正予算…歳入歳出予算の総額に、それぞれ154万円を加え、総額をそれぞれ1億3509万5千円とする。	可決 賛12・反0	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○
第83号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正…学校教育法の改正に伴い、「自己啓発等休業」を承認することができる要件に「これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの」を追加する。	可決 賛13・反0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第84号	消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止…消防団員に係る退職報償金の実質的な効力は、平成2年10月時点で失われているため、廃止する。	可決 賛13・反0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第85号	介護給付費準備基金条例の一部改正…現行の基金として積立てる額は、余剰金が生じた場合、余剰金のうち、2分の1以上の額とするが、毎年度基金として積立てる額は、特別会計の歳入歳出予算の定める額とする。	可決 賛13・反0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第86号	福祉医療費の支給に関する条例の一部改正…入院患者と在宅療養者との公平性の観点から助成対象の一部を改正	可決 賛12・反1	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第87号	ふれあい館の指定管理者の指定…ふれあい館の指定管理者の指定、期間は、平成31年4月1日～平成34年3月31日（3年間）	可決 賛13・反0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第88号	福祉センターの指定管理者の指定…福祉センターの指定管理者の指定、期間は、平成31年4月1日～平成34年3月31日（3年間）	可決 賛13・反0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議長は採決に加わらないため「-」で表示

※除斥とは…議会における審議の公正を期するために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は当該事件の審議に参加することができないとする制度